

お客様各位

郡山信用金庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様に対する
貸出条件変更手数料の免除について

このたびの新型コロナウイルスの発生により影響を受けておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

郡山信用金庫では、今般の新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けている事業者の皆さまや個人のお客さまにつきまして、「貸出条件変更手数料」を免除する取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

今般の対応は、新型コロナウイルスの感染拡大が多方面に影響を及ぼしている状況を踏まえてのものであり、ご融資の返済条件の緩和等にかかる手数料を免除することといたします。

当庫では、全店に「新型コロナウイルス相談窓口」を設置しております。今後も皆さまからの新たな資金ニーズや返済猶予等の条件変更のご相談等に迅速かつ柔軟に対応してまいります。

記

1. 貸出条件変更手数料免除の概要

免除する手数料	貸出条件変更手数料
	11,000円（消費税含む）
対象となるお客様	新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い事業や生活に影響を受けている事業者および個人のお客さま
免除期間	3月18日（水）～2021年3月31日（水）

以上